

強い揺れが予想される地域のすべてに 主要動が到達してから発表する緊急地震速報（警報）の取扱いについて

第1回検討会における議論を踏まえ、別紙に示すとおり、気象庁において改めて整理した。

今後の対応

警報の意義を失わないように適切に発表するためには、早いタイミングでの精度の良い震度予測が不可欠であり、今後とも引き続き緊急地震速報に関する処理技術の改善に努める。

ただし、予測精度が向上したとしても、警報を発表した時点ですべての警報対象地域で主要動が到達済みとなる場合もありうる。このような場合に、警報後にさらに強い揺れが来るとの誤解をさけるためには警報を発表しないことが適切と考えられるが、まだ事例は少なく、また運用変更を実施した場合に、ソフトウェアの変更等、利用者側でも対応が生じることが考えられる。

以上のことから、緊急地震速報等の発表内容、タイミング、基準及び伝達手段、あるいは運用変更をする場合にあってはその時期等について検討を進めるにあたり、利用者や報道等関係機関の意見を十分に聞くこととする。

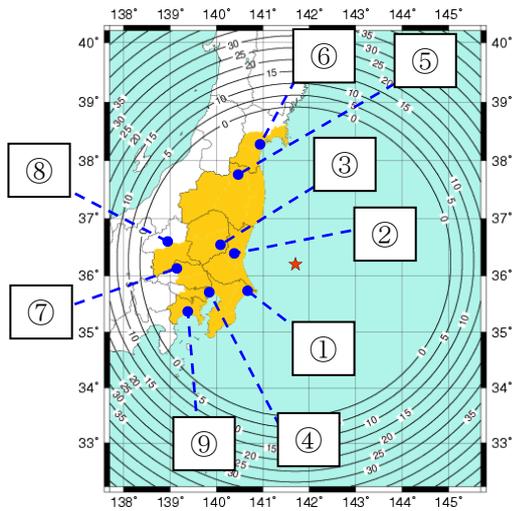
事実関係

平成 20 年 5 月 8 日の茨城県沖の地震では、緊急地震速報（警報）を発表したのは地震検知してから約 58 秒後であり、警報対象地域のすべてに主要動が到着済みであった（警報が間に合わなかった）。

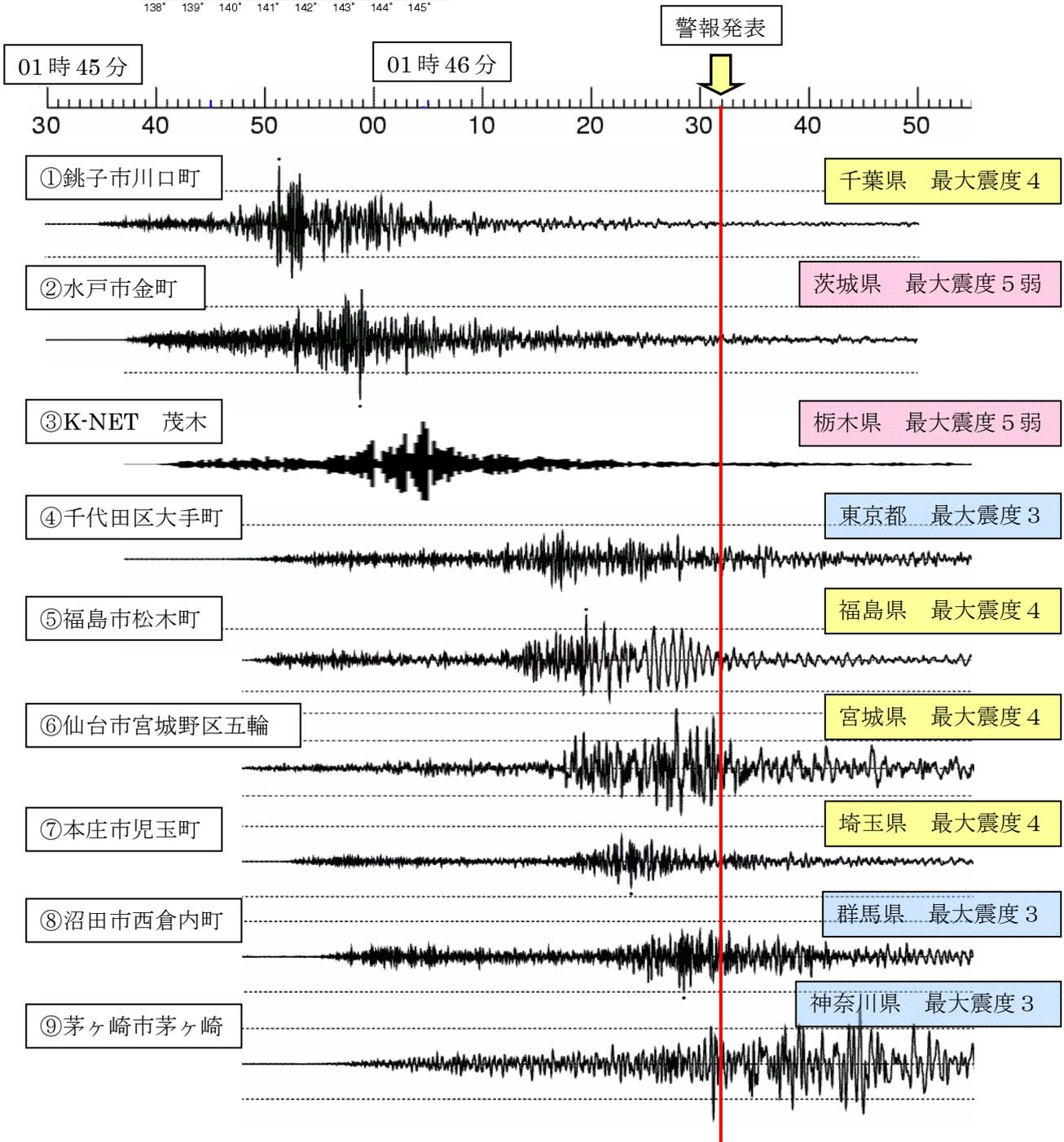
論点

- 強い揺れが予想されるどの地域にも警報が間に合わないということは、気象業務法の警報の定義と異なることとなり、このような場合に警報を発表するのは不適切ではないか。
- 強い揺れが予想されるどの地域にも間に合わないタイミングで警報を発表することは、強い揺れを事前に予測できない“見逃し”と本質的に同等なのではないか。また、厳しい目で見ると、大きな揺れが収まりかけた以降の発表は警報に対応する地震が無いこととなり、このような場合は“誤報”に相当することになるのではないか。
- この事例について、民間が行ったアンケート結果では、テレビ・ラジオ等で緊急地震速報（警報）を見聞きした人の中には、揺れが収まりかけたときに聞いたのでさらに強い揺れが来ると誤解した人もあり、警報の信頼性を損ねてしまうのではないか。
- このような警報を、“規模の大きな地震が発生した”旨の地震発生報と解釈し利用している機関等もあると聞くが、利用形態として適切ではない。利用者のニーズを把握し、必要であれば、例えば大きな揺れをもたらす地震を観測した旨をより早いタイミングで知らせる情報を提供すべきではないか。
- 遅れた警報を止める、あるいは“地震発生”を知らせる新たな情報を新設した場合、受信者側のソフトウェアの変更といった負担や支障がないか等について確認する必要があるのではないか。
- このような事案はまだ例が少ない。どのような不都合があるのかももう少し事例を重ね、検証すべきではないか。今後同様の事象が発生した場合には、その都度説明すればよいのではないか。

2008年5月8日 茨城県沖の地震 (M7.0) における
警報対象地域となった各都県の観測点波形例



茨城県沖の地震における警報対象領域と波形表示ポイント

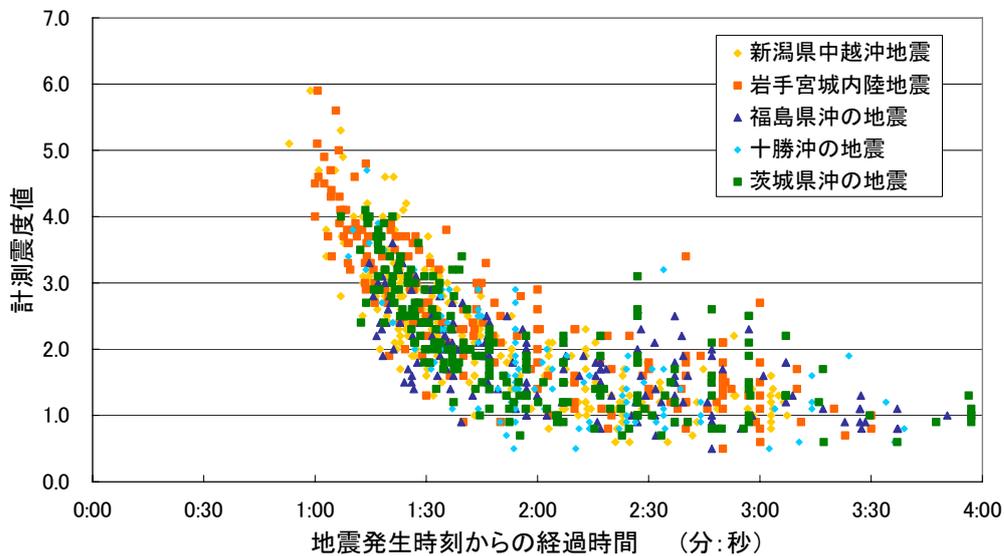


「震度速報」のより早い提供について

震度速報は地震発生約2分後に震度3以上の地域名と地震の発生時刻を発表するもので、その情報はテレビなどメディアを通じて広く一般に伝達されている。現在、地震の揺れに関する情報の一般的な流れとしては、緊急地震速報が地震発生から数秒から数十秒程度で発表され、その後、震度速報の出る2分経過までにはやや時間がある。

気象庁では、震度観測データを分析した結果、現在地震発生から2分を出している当該情報を、おおむね1分から1分30秒程度で出せることを確認した(下図)。これにより、震度速報について、5月中旬を目途に、より早い時間内における提供を開始する。

気象庁観測点のケイソク報の入電状況



自治体観測点のケイソク報の入電状況

